

入院時食事療養費自己負担分の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

区分	1食当たり負担額(令和7年4月から)
一般の方	490円→ 510円
住民税非課税世帯の方	230円→ 240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円→ 190円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	110円(変更なし)

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。